

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会活動等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを理解し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（スクールサポーター、民生児童委員、医療関係者、子ども家庭支援センター、児童相談所等）

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

生活指導部の中に、「いじめ対策室」を設け、日常の看護当番や学年からの情報収集と情報交換とともに方策を検討する。「学校いじめ対策委員会」は、全校体制での研修会、支援体制が必要な時、また学校外組織との連携が必要な時に開催する。または、管理職・主幹等が外部との情報交換を目的として開催する。この組織は、生活指導部とは別に委員会を位置付ける。

(3) 「◎学校いじめ対策委員会」「○いじめ対策室」の主な取組内容

- 児童理解、及びいじめに関する校内研修の計画、実施【6月、11月、2月】
- ◎「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議等の開催【年間3回、長期休業前】
- 「いじめに関する授業」の実施に関する計画立案
 - ・ふれあい月間【6月、11月、2月】に道徳や学級活動で授業を行う。
- 挨拶運動の奨励や学級指導の内容周知【6月、11月、2月】
 - ・学級指導内容 ・全校集会でのよびかけ ・児童会との連携
- 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用【6月、11月、2月】
- 「いじめ発見のチェックシート」を用いた定期的な観察等の実施や結果分析等【月1回】
- ◎学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間2回程度】
- ◎被害の子供・保護者に対するケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等【対応時】
- ◎スクールカウンセラー等による全員面談、結果集約及び対応【小5、年度当初】
- ◎「担任等との二者面談」の計画、実施【年間2回】
 - 教育相談日を活用し、必ずどの児童とも年間2回以上の面談を実施する。

(4) 「学校サポートチーム」の構成

- ・校長、副校長、主幹教諭、民生児童委員、児童相談所、子ども家庭支援センター、警察（スクールサポーター）
- その他 校長が必要と判断した者

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ①生活指導に関わる情報交換に関すること
- ②生活指導上の問題解決に向けての当該児童又は、保護者への支援策の協議及び実施に関すること。
- ③生活指導支援の進捗状況の報告及び成果と課題に対する協議に関すること。
- ④その他校長が必要と認める事項

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- ①わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・算数科における習熟度別少人数指導の実施
 - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
 - ・授業評価アンケートの実施
- ②学習規律の徹底
 - ・チャイム着席（ゼロ分スタート）
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方
- ③学級経営の充実と学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- ④社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・ゲストティーチャーによる授業
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- ⑤児童会活動の充実
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・いじめ防止に向けて児童が主体的に取り組めるような活動を児童会や高学年を中心に行い、全校に広める。
- ⑥人権学習、道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・人権尊重の精神の涵養（人権週間 いのちとこころの教育週間 人権集会）
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解（研修会）
- ⑦全学級でいじめ防止のための学習プログラムを実施
 - ・いじめ問題に対応できる力を育てるために「いじめ総合対策【第2次】（東京都教育委員会）等」を参考にして、ふれあい月間やアンケート実施後に児童の実態に応じて授業を行う。
- ⑧教職員の「学校いじめ防止基本方針」共通理解
 - ・いじめに対する認識や対応について教職員に対して共通理解を図っていく。
- ⑨「SNS東京ルール」に基づく、「学校ルール」や「家庭ルール」づくり
 - ・SNSを利用するにあたり、誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないように指導する。

（2）早期発見のための取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- ①朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情、健康観察、欠席や遅刻状況
- ②保健室等での観察（身体症状、体の傷など）
- ③個人面談の実施
 - ・教育相談日 保護者会
- ④いじめ実態調査・いじめチェックシート・生活行動アンケートの実施 ・各学期1回実施（6月、11月、2月）

- ⑤児童館や学童クラブのとの情報交換と情報の共有
- ⑥看護当番などによる校内巡視などによる情報収集
- ⑦スクールカウンセラーからの情報（面談）
- ⑧理由が明確でない欠席についての「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」の活用
- ⑨「考えよう！いじめ。SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス
 - ・いじめを受けたとき、見たり聞いたりしたときなどに、外部の相談機関に相談することの大切さについて指導する。

（３）早期対応のための取組

①初期対応の取組

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生活指導担当（いじめ対策室）に連絡し、管理職に報告する。いじめられていると相談に来た子供や、いじめの情報を伝えに来た子供から話を聴く場合は、他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子供といじめている子供を別の場所で行う。状況に応じて、いじめられている子供、いじめ情報を伝えた子供を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②被害児童への取り組み

【子供に対して】

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・いじめが解決した後も再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く観察するなど対応を継続する。

【被害児童の保護者に対して】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子供の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

【事実確認】

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子供から聴き取るとともに、周囲の子供や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者からの聴き取りは、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

③加害児童・生徒への取組

【子供に対して】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子供の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り

強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子供の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

④周囲の児童・生徒への取組

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子供の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させせる。
- ・いじめられた子供、いじめた子供双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

（４）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童（生徒）に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童（生徒）の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童（生徒）やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

4 検証と改善について

（１）検証方法

＜問題兆候の把握＞

- ・年に3回（6月、11月、2月）全児童にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・5月に5年生を対象にスクールカウンセラーが個人面談を実施する。

（２）改善方法

＜事実関係の究明＞

・いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

<いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応>

・いじめを受けている児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど弾力的に対応する。

<いじめる児童への指導・措置>

・いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるように、保護者と十分に連携を図りながら根気強く継続して指導を行う。

<いじめ防止のための学習プログラムを実施>

・6月のいじめ調査アンケートを基に、実態に応じたいじめ防止のための学習プログラムを全学級で行う。

5 校内における研修体制

- 校内研修を実施し、「いじめ問題」について、すべての教職員で共通理解を図る。
- 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力や「いじめ」の認知能力を高めるための研修を行う。
- カウンセラー等の専門家を講師とした研修を行う。
- 具体的な事例研究等を計画的に実施する。
- 初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTを実施する。

6 その他

(1) 生活指導に関わる情報交換に関すること。

- ・毎週月曜日の生活指導夕会で、各学年の生活指導上の課題について共通理解するとともに、学校全体で共通実践すべきことがらを確認する。
- ・毎月の生活指導部会で、月目標の評価と具体的対応の修正を行う。

(2) 生活指導上の問題等の解決に向けての当該児童又は生徒及び保護者への支援策の協議及び実施に関すること。

- ・生活指導上の問題については生活指導部で、また「いじめ」問題については「いじめ対策室」や「いじめ防止対策委員会」が中心となって行う。協議した内容は記録を取り、保管する。

(3) 生活指導支援の進捗状況の報告及び成果と課題に対する協議に関すること。

- ・毎月の生活指導部にて、各学年の毎月の児童の実態や指導の手立てについての検証を行い、全体に周知していく。また、緊急性の高いものは毎週の生活指導夕会や職員夕会で報告し、共通理解を図る。

(4) その他学校長が必要と認める事項

- ・児童、教員、保護者、スクールカウンセラー、スクールサポーター、民生児童委員、医療関係者、子ども家庭支援センター、児童相談所等から寄せられた情報を基に、学校長が「学校いじめ対策委員会」を開き、速やかに対応できるようにする。